

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (財特法) 等による対応について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（財特法）」において、災害復旧事業等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めている。（別紙参照）

東日本大震災財特法における措置 (①施設整備関係)

平成23年7月29日

内閣府防災担当

1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助

(1) 公共土木関係等

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
水道施設	3	水道法	8/10 ~ 9/10	厚生労働省
工業用水道施設	3	工業用水道事業法		経済産業省
改良住宅等	3	住宅地区改良法		国土交通省
交通安全施設等	3	警察法 交通安全施設等整備 事業推進法		警察庁
都市施設	3	都市計画法		国土交通省
廃棄物処理施設	3	廃掃法		環境省
集落排水施設	3	—		農林水産省

(2) 社会福祉施設等関係

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
老人福祉施設等	48	老人福祉法	2/3	厚生労働省
地域包括支援センター・介護老人保健施設	48	介護保険法	地域包括支援センター 2/3 介護老人保健施設 1/2	厚生労働省
障害者支援施設等	48	障害者自立支援法	2/3	厚生労働省
社会事業授産施設	48	社会福祉法	2/3	厚生労働省
身体障害者社会参加支援施設	48	身体障害者福祉法	2/3	厚生労働省

(3) 公共施設

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
警察施設	4	警察法	2/3	警察庁
市町村の仮庁舎等	6	—	2/3	総務省
消防施設	7	消防施設強化促進法	2/3	総務省
保健所	44	地域保健法	2/3	厚生労働省
火葬場	45	墓理法	2/3	厚生労働省
公的医療機関	46	医療法 精神保健福祉法	2/3	厚生労働省
と畜場	47	と畜場法	2/3	厚生労働省
中央卸売市場	106	卸売市場法	2/3	農林水産省

(4) 民間施設

項目	条	現行制度の根拠法	補助率	所管省庁
民間医療機関(救急医療等、精神科病院)	46	医療法 精神保健福祉法	1/2	厚生労働省

(5) その他インフラ等

項目	条	現行制度の根拠法	補助率等	所管省庁
被災者生活再建支援金	5条 の2	被災者生活再建支援 法	8/10	内閣府
宮城県フェリー埠頭公社の管理する岸壁等	135	—	無利子貸付	国土交通省
仙台空港の滑走路等	136	空港法	85/100	国土交通省
仙台空港旅客ターミナルビル	137	—	県に対する無利子貸付	国土交通省
災害廃棄物処理 (ガレキ処理)	139	廃掃法	1/2 ~ 8/10 ~ 9/10	環境省

東日本大震災財特法における措置（②地方債及び金融支援）

2. 被災者等に対する特別の助成措置

(1) 地方債の特例等

項目	条	特例の内容	所管省庁
歳入欠かん債及び災害対策債の発行可能年度の特例	8	23年度以降も発行可能(期限は政令で定める)(国が財政融資資金で引受け)	総務省
地方債の特例	9	地方税法改正法等の施行による地方税等の減収額を埋めるための地方債の発行を可能とした上で基準財政収入額の算定方法の特例を設ける。(国が財政融資資金で引受け)	総務省
基準財政収入額の算定方法の特例	10		

(2) 農林漁業者、中小企業者等への金融支援

項目	条	財特法特例	所管省庁
一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	34	一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	財務省 農林水産省
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の積立金の特例	35	積立金の年度途中での取崩しを可能とする	財務省 農林水産省
日本政策投資銀行の危機対応業務に備えた財務基盤強化	36	政府からの出資期間の延長(3年間) 交付国債の交付・償還・返還期間の延長(3年間)	財務省
災害援護資金の償還期間の延長等	103	償還期間 13年以内 貸付利率 無利子(保証人を立てない場合は1.5%)	厚生労働省
中小漁業融資保証保険の填補率引上げ	109	保証保険・融資保険の填補率 9/10	農林水産省
農業改良資金の償還期間等の延長	110	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
農業近代化資金の償還期間等の延長	111	償還期間 23年以内 据置期間 10年以内	農林水産省
農業信用保証保険の填補率引上げ	112	保証保険・融資保険の填補率 9/10	農林水産省
漁業近代化資金の償還期間等の延長	113	償還期間 23年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
林業・木材産業改善資金の償還期間等の延長	114	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
沿岸漁業改善資金の償還期間等の延長	115	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
林業経営基盤強化法に関する資金の償還期間等の延長	116	償還期間 58年以内 据置期間 38年以内	農林水産省
担い手育成農地集積資金の償還期間等の延長	117	償還期間 28年以内 据置期間 13年以内	農林水産省
就農支援資金の償還期間等の延長	118	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	農林水産省
林業労働力確保促進法に関する資金の償還期間の延長	119	償還期間 18年以内	農林水産省
持続性の高い農業生産方式導入促進法による資金の償還期間の延長	120	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
日本政策金融公庫による農林漁業者等に対する貸付の償還期間等の延長	121	償還期間・据置期間を各々3年間延長	農林水産省
中小企業者と農林漁業者との連携促進法による資金の償還期間等の延長	122	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	農林水産省
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進法による資金の償還期間等の延長	123	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
米穀の新用途への利用促進法による資金の償還期間等の延長	124	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	農林水産省
公共建築物等における木材の利用促進法による資金の償還期間の延長	125	償還期間 15年以内	農林水産省
地域資源活用による新事業創出及び地域の農林水産物の利用促進法による資金の償還期間等の延長	126	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	農林水産省
中小企業信用保険法の特例	128	保険価額限度 普通:2億円 無担保:8千万 小口:1250万 (一般保証とは別枠) 填補率 普通、無担保、小口とも9割	経済産業省
小企業設備導入資金助成法による資金の償還期間延長	129	償還期間 9年以内	経済産業省
中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等	130～ 132	工場、事業場、周辺施設の整備、貸与	経済産業省
商工中金の危機対応業務に備えた政府出資の期限延長	133	商工中金の危機対応業務への政府出資の期限:26年度末まで	経済産業省
住宅金融支援機構による融資(宅地被害)	138	宅地のみ被害を対象とする融資の追加	国土交通省

東日本大震災財特法における措置（③社会保険関係）

（3）社会保険関係

項目	条	特例の内容	所管省庁
恩給法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	11	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
一般職の職員の給与に関する法律の適用の特例	12	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	総務省 人事院
国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	13	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省 人事院
国家公務員退職手当法の適用の特例	14	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
地共済法の退職共済年金の決定の特例	15	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	総務省
地共済法の入院時食事療養費の額の特例	16	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の入院時生活療養費の額の特例	17	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の保険外併用療養費の額の特例	18	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の療養費の額の特例	19	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の家族療養費の額の特例	20	自己負担を免除し、全額支給	総務省
地共済法の死亡に係る給付の特例	21	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
地共済法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の特例	22	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
地方公務員災害補償法の死亡に係る給付の特例	23	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	総務省
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の特例	25	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	財務省
国共済法の退職共済年金の決定の特例	26	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	財務省
国共済法の入院時食事療養費の額の特例	27	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の入院時生活療養費の額の特例	28	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の保険外併用療養費の額の特例	29	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の療養費の額の特例	30	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の家族療養費の額の特例	31	自己負担を免除し、全額支給	財務省
国共済法の死亡に係る給付の特例	32	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	財務省
国共済法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の特例	33	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	財務省
私学共済法の標準給与の改定の特例	38	給与に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	文部科学省
国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用	39	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	文部科学省
国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用	40	自己負担を免除し、全額支給	文部科学省
国共済法の死亡に係る給付の特例に関する規定の準用	41	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	文部科学省
私学共済法の掛金の免除の特例	42	災害地域における私立学校において、教職員に対する給与の支払いに著しい支障が生じている場合、私学共済の掛金（介護保険の第二号保険料を含む）の免除ができることとする。	文部科学省
健康保険の標準報酬月額の特例等	49	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	厚生労働省
健康保険の入院時食事療養費の額の特例	50	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の入院時生活療養費の額の特例	51	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の保険外併用療養費の額の特例	52	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の療養費の額の特例	53	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省

項目	条	特例の内容	所管省庁
健康保険の家族療養費の額の特例	54	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の日雇特例被保険者に係る特例	55	50条～54条の規定について、日雇特例被保険者に準用する。	厚生労働省
健康保険の特別療養費の額の特例	56	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
健康保険の保険料の免除の特例	57	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険の保険料(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	厚生労働省
健康保険における国庫補助の特例	58	全国健康保険協会の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	厚生労働省
船員保険の標準報酬月額の変定の特例等	59	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	厚生労働省
船員保険法等の死亡に係る給付の特例	60	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
船員保険の入院時食事療養費の額の特例	61	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の入院時生活療養費の額の特例	62	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の保険外併用療養費の額の特例	63	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の療養費の額の特例	64	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の家族療養費の額の特例	65	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
船員保険の保険料の免除の特例	66	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、船員保険の保険料(介護保険の第二号保険料を含む)の免除ができることとする。	厚生労働省
国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例	67	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例	68	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例	69	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の療養費の額の特例	70	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険の特別療養費の額の特例	71	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
国民健康保険における国の負担等の特例	72	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	厚生労働省
後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例	73	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例	74	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の保険外併用療養費の額の特例	75	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の療養費の額の特例	76	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療の特別療養費の額の特例	77	自己負担を免除し、全額支給	厚生労働省
後期高齢者医療における国の負担等の特例	78	後期高齢者医療広域連合の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	厚生労働省
労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	79	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例	80	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
労働保険の保険料の免除の特例	81	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合、労働保険料の免除ができることとする。	厚生労働省
雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例	82	更に60日分の個別延長給付を支給する(最大120日)。	厚生労働省
石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	83	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例	84	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合、一般拠出金の免除ができることとする。	厚生労働省
障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例	85	都道府県等の災害減免の適用に伴う障害児施設給付費の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	厚生労働省
指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助	86	都道府県等は指定知的障害児施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	厚生労働省

項目	条	特例の内容	所管省庁
介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例	87	市町村の災害減免の適用に伴う介護給付費等の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	厚生労働省
指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助	88	市町村は指定障害者支援施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	厚生労働省
介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例	89	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分について国庫補助を行う。	厚生労働省
介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助	90	介護保険施設等における食費及び居住費等の減免分について国庫補助を行う。	厚生労働省
特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費に関する補助	91	特定介護予防サービス事業者における食費及び滞在費の減免分について国庫補助を行う。	厚生労働省
特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費に関する補助	92	特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費の減免分について国庫補助を行う。	厚生労働省
戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る遺族年金等の支給に関する規定の特例	93	行方不明者の生死が3月間不明の場合、遺族年金等の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
厚生年金保険の標準報酬月額の変改の特例	94	報酬の著しい高低があった月から標準給与を改定できることとする。	厚生労働省
厚生年金保険の保険料の免除の特例	95	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賞金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。	厚生労働省
老齢厚生年金の裁定の特例	96	特別支給の老齢厚生年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	厚生労働省
厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	97	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
老齢基礎年金の裁定の特例	98	特別支給の老齢厚生年金受給者等について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	厚生労働省
国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	99	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例	100	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例	101	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	厚生労働省
子ども手当の拠出金の免除の特例	102	厚生年金保険料等が免除された場合、拠出金の納付義務を免除する。	厚生労働省
農林漁業団体共済の死亡に係る給付の特例	107	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	農林水産省
農業者年金の保険料の免除等の特例等	108	被保険者からの申し出に応じて、保険料を免除する。 行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡一時金の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	農林水産省
公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の特例	140	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	環境省
防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例	141	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	防衛省
自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例	142	食事療養標準負担額等の免除	防衛省

激甚法、阪神・淡路財特法と現行による措置と「東日本大震災財特法」

平成 23 年 7 月 29 日

1. 公共インフラ施設

激甚法対象（プール方式）	現行の原則	激甚災害
道路、漁港、港湾、下水道、公園 ^{注1} 等 公立学校	7 / 10 程度 (公立学校は 2 / 3)	8 / 10 ~ 9 / 10 程度
公営住宅	1 / 2	2 / 3 程度
入所福祉施設等 ^{注2}	1 / 2	2 / 3 程度

注 1 公園については、平成 10 年に災害負担法に追加された。

注 2 保護施設、児童福祉施設、老人ホーム（社会福祉法人等が設置したものを含む）、公立の身体障害者社会参加支援施設、公立の障害者支援施設、婦人保護施設(都道府県立)等。

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
街路等	1 / 2	8 / 10 ~ 9 / 10 (プール方式)	8 / 10
改良住宅	1 / 2		
上水道	1 / 2		
工業用水道	45 / 100		
一般廃棄物の処理施設 ^{注3}	1 / 2		
交通安全施設等 ^{注4}	1 / 2		
集落排水施設 ^{注5}	1 / 2		
仙台空港 ^{注6}	8 / 10	8.5 / 10	

注 3 浄化槽を含む。

注 4 特定交通安全施設は 1 / 2 補助、特定交通安全施設以外の交通安全施設は補助なし。

注 5 農村の集落排水施設については平成 2 年、漁村の集落排水施設については平成 4 年、山村の集落排水施設については平成 9 年から 1 / 2 予算補助。激甚災害による被害を受けた農村の集落排水施設については、当該災害復旧事業費が標準税収入の 10% 以上の場合、8 / 10 予算補助。

注 6 滑走路等に対する国の負担

2. 社会福祉施設等

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
社会福祉施設等 ^{注7}	1 / 2	2 / 3	2 / 3
介護老人保健施設	1 / 3	1 / 2	

注 7 公立又は民立の、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、短期入所等）の事業の用に供する施設及び障害者支援施設等。

阪神・淡路財特法施行後、施設類型の名称変更や新設等がなされており、阪神・淡路財特法による措置の欄については、身体障害者更生援護施設（社福法人）、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、社会事業授産施設等の補助率を記載。

3. 公共施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館等）	—	2 / 3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
警察施設 ^{注8}	1 / 2	2 / 3	2 / 3
消防施設 ^{注9}	1 / 3又は1 / 2	2 / 3	
公的医療機関 ^{注10}	1 / 2	2 / 3	
公立火葬場・と畜場	1 / 2	2 / 3	
中央卸売市場	4 / 10	2 / 3	
保健所	1 / 2	2 / 3	(2 / 3 ^{注11})
被災市町村の臨時庁舎	—	2 / 3	

- 注8 現行の原則においては、県警本部、警察署等の警察施設は1 / 2補助、交番、運転免許試験場等の地方単独の警察施設は補助なし。
 注9 貯水槽は1 / 2予算補助、備蓄倉庫、広域訓練拠点整備事業、救急安心センター等整備事業等は1 / 3予算補助。緊急消防援助隊関連設備のうち消防ポンプ自動車等は1 / 2法律補助（補助率は政令）。
 注10 公立病院・診療所及び日本赤十字社、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、社団法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社団法人北海道社会事業協会の設置する病院・診療所。なお、阪神・淡路財特法の対象は、公立病院に限定。
 注11 保健所は、阪神淡路大震災の際は嵩上げしていないが、平成19年度能登半島地震等の際は予算で2 / 3に嵩上げ。

4. 農林水産施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
農地 ^{注12} 、農業用施設、林業用施設、共同利用施設 ^{注13} 、養殖施設 ^{注14} 、土地改良区等の湛水排除事業等	8 / 10程度	9 / 10程度
森林組合等の堆積土砂事業	—	2 / 3
共同利用小型漁船建造費	—	1 / 3

- 注12 農地には、農地のガレキ処理を含む。
 注13 現行の原則においては、補助率2 / 10。
 注14 現行は補助制度なし。

5. 民間施設等

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
事業協同組合等	—	1 / 2
私立学校	—	1 / 2

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
民間医療機関（救急医療等、精神科病院） ^{注15}	1 / 2	1 / 2	1 / 2

- 注15 財特法により、1 / 2予算補助を1 / 2法律補助。なお、阪神・淡路財特法の対象は、救急医療を担う病院、精神科指定病院に限定。

6. その他の補助率引上げ措置

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
罹災者公営住宅建設事業	2 / 3 →	3 / 4
市町村の感染症予防事業	1 / 2	2 / 3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
ガレキ処理	1 / 2 →	1 / 2 ~ 8 / 10 ~ 9 / 10	
被災者生活再建支援金	1 / 2	8 / 10	

7. 融資関係

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
宮城県フェリー埠頭公社	— →	無利子貸付	無利子貸付
仙台空港旅客ターミナルビル	—	無利子貸付	
日本政策投資銀行・商工中金	—	出資期限延長	
日本政策金融公庫 (農林漁業関係)	—	償還期限・据置期間 延長	
災害援護資金	—	償還期限延長 ・無利子貸付 ^{注16}	
住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫)	—	災害復興宅地融資	災害復興宅地融資

注16 保証人を立てない場合は低利化。

8. その他

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
社会保険等の保険料負担 ^{注17}	国民健康保険等について、一定の場合に保険料の減免が可能	免除	免除
社会保険等の利用者負担 ^{注18}	一定の場合に利用者負担の減免が可能	食費・居住費に関する自己負担額も減免	国民健康保険等について、食費・居住費に関する自己負担額も免除
遺族年金、給与等について3月11日死亡と推定する措置	—	措置	
歳入欠かん債 災害対策債	災害発生年度のみ発行可	政令指定	6・7年度発行

注17 現行の原則においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険者は、特別の理由がある被保険者について、保険料の減免が可能。

注18 阪神・淡路財特法においては、国民健康保険等のみ食費・居住費を免除。一般の財特法においては、阪神・淡路財特法施行後に制度が創設された介護保険等についても食費・居住費を減免。

(その他の法律等における対応)

1. 災害救助法の弾力運用

(1) 国庫負担の対象の特例

以下の対応について、災害救助法による国庫負担の対象として、特例として定めている。

- ・ 被災地でない都道府県が避難所や応急仮設住宅を設置した場合や旅館やホテルを借り上げた場合
- ・ 避難所被災者の入浴機会の確保のため、避難所から近隣の入浴施設を利用するときの経費
- ・ 都道府県が民間賃貸住宅を借り上げ、現に救助を要する被災者に対して提供した場合（災害発生以降に被災者名義で契約したのも同様）
 - ※岩手宮城内陸地震の際、1戸当たり6万円と定めたことを参考値として提示
- ・ 応急仮設住宅の建設用地における造成費および原状回復経費（必要・合理的な範囲内）
- ・ 被災地において土葬された遺体について、改葬を行う場合の経費
- ・ 民間賃貸住宅、空き家、公営住宅などを借り上げて応急仮設住宅として提供した場合のエアコンなどの附帯設備については、家賃などの中で相当額を上乗せが困難な場合で、住宅の所有者・管理者に対して支出した設置費用
- ・ 応急仮設住宅のバリアフリー化に係る経費
 - (1)必要な場合には完成後に簡易スロープなどのバリアフリー化の補修や応急仮設住宅敷地内通路を簡易舗装化するための経費
 - (2)暑さ寒さ対策として必要な場合の断熱材の追加や二重ガラス化、日よけ、風除室の設置など、地域や入居者の実情に応じて追加的に対応した場合に必要な相当な経費の増加額
 - (3)民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の家賃

(2) 運用上の特例措置

災害救助法の運用に係る以下の対応について、特例措置を取っている。

- ・ 被災3県の負担軽減のため、求償に関する事務処理を厚生労働省が代行
- ・ 災害救助法による救助の期間（2ヶ月間）の延長を可能とする
- ・ 緊急時避難準備区域では、民間住宅借上げ式の仮設住宅は原則、認められていないが、屋内退避または自力での避難が可能な者（例：夫婦のみの世帯、成人の単身世帯等）で構成される世帯は、緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を活用可能とする

- (公営住宅などに一時入居した避難者が地元の応急仮設住宅へ入居することも可能)
- ・ 一時的に旅館、ホテルなどを活用した避難所を数日間またはそれ以上利用することも可能とする
 - ・ 租税特別措置法に基づき、贈与税などの納税猶予の適用を受けている農地などを都道府県が応急仮設住宅のために一時使用する場合においても、手続きをすれば税制上の特例措置が継続

(出典：厚生労働省ホームページ「災害救助法の弾力運用について」)

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/saigaikyuujo.html






2. 住家の被害認定方法の簡素化

住家の被害認定について、膨大な調査棟数、被災市町村の被害認定業務実施体制を鑑み、事務の大幅な簡素化を図る目的から、航空写真・衛星写真による家屋流失の確認および特例措置による調査票（次ページ：住家被害認定調査票 津波 第1次）による外観目視調査だけで被害程度を判断する特例措置を取っている。

なお、上記の被害認定結果に被災者が納得できない場合は再調査を実施する。

※平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による住家被害に限り適用

住家被害認定調査票 津波第1次		調査票番号	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
調査日	平成	年	月	日	配置状況
1 調査時	:	~	:		
調査員					
所在地					
世帯主					
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)				

	住家流失	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	概ね1階天井まで浸水	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床上浸水概ね1m	大規模半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床上浸水	半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床下浸水	一部損壊	<input checked="" type="checkbox"/>

(富士宮東大学田中教授作成の調査票を、内閣府において一部修正。)